

重要事項説明書（医療保険）

1. 訪問看護の事業者の概要

事業者名称	医療法人社団 友和会
代表者氏名	理事長 末田 格
所在地 連絡先	広島県廿日市市峠字下ヶ原 500 番地 電 話 0 8 2 9 - 7 4 - 0 6 8 8 F A X 0 8 2 9 - 7 4 - 3 3 8 5

2. 訪問看護を提供する事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション「ゆうわ」
所在地 連絡先	広島県廿日市市峠字下ヶ原 500 番地 電 話 0 8 2 9 - 4 0 - 0 8 2 2 F A X 0 8 2 9 - 7 4 - 3 3 8 5
介護保険指定 事業所番号	3 4 6 3 3 9 0 0 3 3
通常事業実施地域	廿日市市全域・大竹市・広島市佐伯区

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	主治医が訪問看護の必要を認めた利用者の方に対して、安心して在宅療養が続けられるように、その居宅において適切な看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	① 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復・精神の安定を目指して支援します。 ② 事業の実施にあたっては、関係市町および地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日（訪問日）	月曜日～土曜日 但し、国民の祝日・振替休日・12月30日～1月2日を除く。
営業時間 訪問時間	8時30分～17時30分 8時45分～16時45分

当事業所では、ご希望の方には24時間連絡が取れる体制を設けております。

5. 事業所の職員体制（令和7年5月1日）

職種	員数	備考
看護師	常勤3名	管理者業務を行うものを含む
准看護師	常勤1名	
作業療法士	常勤1名	
理学療法士	非常勤1名	
事務員	非常勤1名	

6. 提供する訪問看護サービスの内容

訪問看護は、看護師、准看護師等が、主治医の指示を受けて利用者の居宅（自宅）を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

- ①健康チェック・心身の状態の観察と助言などの健康相談
- ②食事・清潔保持・排泄など日常生活の援助
- ③在宅リハビリテーション
- ④精神・心理的な看護
- ⑤認知症の看護
- ⑥社会資源の使い方相談
- ⑦その他 医師の指示による医療処置など

7. 利用料とその支払いについて

・基本利用料として、健康保険法または老人保健法などに規定する額の支払いを利用者から受けるものとします。契約書別紙に定めた訪問看護サービスに対する利用料およびサービスを提供する上で別途必要になった額が必要となります。

・利用料は毎日月末締め切りで計算をし、10日前後までに請求書をお届けしますので明細を確認のうえ、お支払いください。

8. サービス提供に関するご相談・苦情の対応について

① 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町または国民保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。

② 事業者は苦情対応の担当者およびその連絡先を明らかにするとともに、相談又は苦情の申し立てがあった場合には迅速かつ誠実に対応します。

③ 事業者は、利用者が苦情申立を行ったことを理由としていかなる不利益・不公平な取り扱いをすることはありません。

④ サービス提供に関する苦情・相談の窓口

担 当 窓 口		担当部署・担当者	電話番号
訪問看護ステーション「ゆうわ」		水町由紀子	0829-40-0822
広島県国民保険団体連合会		介護保険課	082-554-0783
市 町	大竹市	保険介護課	0827-59-2144
	廿日市市	高齢介護課	0829-30-9155
	広島市	介護保険課	082-504-2183
	広島市佐伯区	健康長寿課	082-943-9730

窓口受付時間 平日 8:30から17:00

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の緊急の事態が発生した場合、必要に応じて応急の手当てをするとともに、速やかに別紙記載の主治医、ご家族、救急隊、市町などに連絡をします。

10. 事故発生時の対応について

サービスの提供により、万が一事故が発生した場合は、速やかに関係各機関ならびに利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、当該事故の発生について、利用者または家族に重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

11. 秘密保持と個人情報の保護について

- ① 当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に対する秘密および個人の情報を正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
- ② あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には前項の規定に関わらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

12. 虐待防止のための措置に関する事項

- ① 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（年2回）に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - ・虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - ・従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

13. 利用者代理人について

利用者は代理人を選任して訪問看護の契約を締結させることができます。また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。利用者の代理人選出に際して必要がある場合には、事業者は成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

1 4. その他の留意事項

- ① 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの内容について変更が生じた場合には必ずお知らせください。
- ② やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合には、前日までに電話などでのご連絡をお願いいたします。
- ③ 訪問看護師は次の業務は出来ないのでご了承願います。
 - ・ 年金など金銭の管理
 - ・ ご家族への訪問看護サービス
- ④ 訪問看護師に対する贈り物、飲食物の提供はお断りします。

説明年月日 年 月 日

訪問看護を提供するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所住所 広島県廿日市市峠字下ヶ原 5 0 0 番地

事業所名称 訪問看護ステーション「ゆうわ」

管 理 者 水町 由紀子 ㊞

説 明 者 水町 由紀子 ㊞

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け、同意致しました。

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

ご家族または代理人 住所 _____

氏名 _____ ㊞

《緊急時の連絡先》

主治医	利用者の主治医	
	医療機関名	
	電話番号	
ご家族 または代理人	ご氏名・続柄	
	電話番号	
市 町	担当窓口	
	電話番号	

訪問看護ステーション「ゆうわ」料金表 医療保険利用時

令和7年2月1日現在

□訪問看護基本療養費（Ⅰ）・精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）1日につき

	週3回目まで	週4回目以降
看護師	1) 30分以上 5,550円 2) 30分未満 4,250円	1) 30分以上 6,550円 2) 30分未満 5,100円
准看護師	1) 30分以上 5,050円 2) 30分未満 3,870円	1) 30分以上 6,050円 2) 30分未満 4,720円
作業療法士	1) 30分以上 5,550円 2) 30分未満 4,250円	1) 30分以上 5,550円 2) 30分未満 5,100円

*30分未満は精神科訪問のみ

□精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）（同一建物居住者）1日につき

	週3回目まで	週4回目以降
同一日に2人 看護師、作業療法士	1) 30分以上 5,550円 2) 30分未満 5,050円	1) 30分以上 6,550円 2) 30分未満 5,100円
同一日に2人 准看護師	1) 30分以上 5,050円 2) 30分未満 3,870円	1) 30分以上 6,050円 2) 30分未満 4,720円
同一日に3人以上 看護師、作業療法士	1) 30分以上 2,780円 2) 30分未満 2,130円	1) 30分以上 3,280円 2) 30分未満 2,550円
同一日に3人以上 准看護師	1) 30分以上 2,530円 2) 30分未満 1,940円	1) 30分以上 3,030円 2) 30分未満 2,360円

*30分未満は精神科訪問のみ

外泊時の訪問看護は8,500円となります。

□訪問看護基本療養費・精神科訪問看護療養費（Ⅰ）（Ⅲ）加算

難病等複数回訪問加算	イ 1日に2回の場合 1) 同一建物内1人 4,500円 2) 同一建物内2人 4,500円 3) 同一建物内3人以上 4,000円	ロ 1日に3回以上 1) 同一建物内1人 8,000円 2) 同一建物内2人 8,000円 3) 同一建物内3人以上 7,200円
複数名訪問看護加算	イ 看護師等 (1) 同一建物内1人 4,500円 (2) 同一建物内2人 4,500円 (3) 同一建物内3人以上 4,000円 ロ 准看護師 (1) 同一建物内1人 3,800円 (2) 同一建物内2人 3,800円 (3) 同一建物内3人以上 3,400円 ハ 看護補助者(ニ以外) (1) 同一建物内1人 3,800円 (2) 同一建物内2人 3,800円 (3) 同一建物内3人以上 3,400円	ニ 看護補助者(別表7・8、特別指示) (1) 1日1回の場合 ① 同一建物内1人 3,000円 ② 同一建物内2人 3,000円 ③ 同一建物内3人以上 2,700円 (2) 1日2回の場合 ① 同一建物内1人 6,000円 ② 同一建物内2人 6,000円 ③ 同一建物内3人以上 5,400円 (3) 1日に3回以上の場合 ① 同一建物内1人 10,000円 ② 同一建物内2人 10,000円 ③ 同一建物内3人以上 9,000円

（精神科）緊急訪問看護加算	2,650 円 × 緊急訪問日数	
長時間（精神科）訪問看護加算	5,200 円・週 1 日を限度	
複数名（精神科）訪問看護加算	看護師＋看護師又は作業療法士 4,300 円	看護師＋准看護師 3,800 円
夜間・早朝訪問看護加算 2,100 円	深夜訪問看護加算 4,200 円	1 日それぞれ 1 回ずつを限界
精神科複数回訪問加算	4,500 円 × 訪問 2 回の日数	8,000 円 × 訪問 3 回以上の日数

□訪問看護管理療養費

初日訪問日 7,670 円

月 2 日目以降 3,000 円

□訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費

管理療養費の加算項目

24 時間対応体制加算	6,520 円
特別管理加算	2,500 円
重症度等の高い利用者について	5,000 円
訪問看護情報提供療養費	1,500 円/月
退院時共同指導加算	8,000 円/回
特別管理加算の対象者である場合	+2,000 円
退院支援指導加算（退院当日の訪問看護）	6,000 円
在宅患者緊急等カンファレンス加算	2,000 円/月 2 回
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780 円/月 1 回

□訪問看護ターミナルケア療養費 25,000 円

□その他の費用＝保険適応外の費用で当ステーションでの料金設定となっております。

延長加算（90 分以上）	30 分につき 1,000 円
時間外加算	1,325 円/回
休日加算	1,890 円/回
かけつけコール	・ 廿日市市吉和地区・大竹市・広島市佐伯は 4 回目／週の訪問から 1 回につき 300 円（税込） ・ その他公共交通機関での実費相当額および 駐車場代金
受診援助	1,000 円/日（税込）
衛生材料・おむつ等	実費負担
ご遺体のケア料	13,200 円（税込）

□利用料金について

保険証、後期高齢者医療被保険者証、高齢受給者証、福祉医療費受給者証、自立支援医療受給者証、原爆手帳等の提示をお願いします。

毎月月末締めで 15 日前後に請求書を発行します。郵送又は訪問看護師が訪問時に持参します。

□加算

24 時間対応体制（1 月につき）＝6,520 円

訪問看護情報提供書（1 月につき）＝1,500 円

訪問看護管理療養費（初回）＝7,670 円

訪問看護管理療養費（2 日目以降）＝3,000 円

訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲ

看護師・作業療法士 5,550 円 （30 分以上）

看護師・作業療法士 4,250 円 （30 分未満）

看護師・作業療法士 2,780 円 （30 分以上）Ⅲ

看護師・作業療法士 2,130 円 （30 分未満）Ⅲ

例）月 1 回の訪問看護利用の場合

7,670 円＋5,550 円＝12,990 円

24 時間対応体制加算＝6,520 円 （同意された方のみ）

訪問看護情報提供書＝1,500 円 （同意をされた方のみ）

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）＝780 円

合計 22,020 円 1 割 2,200 円 3 割 6,600 円